

平成 26 年 3 月 31 日

新宿区規則第 26 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新宿区（以下「区」という。）の行政評価制度に関し必要な事項を定めることにより、区が実施する施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価制度 次に掲げる一連の手続をいう。

ア 第 3 条から第 5 条までの規定による内部評価の実施及びその結果の公表

イ 第 6 条の規定による外部評価の実施及びその結果の公表

ウ 第 7 条の規定による総合的判断及びその結果の公表

(2) 行政評価 区が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(3) 内部評価 区の機関（議会を除く。）が実施する行政評価をいう。

(4) 外部評価 内部評価の結果を踏まえ、当該内部評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(5) 部等 新宿区組織条例（昭和 49 年新宿区条例第 3 号）第 1 条に規定する部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

(6) 部長等 部等の長（会計室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育委員会事務局次長）をいう。

(内部評価の実施の時期及び対象)

第 3 条 内部評価は、毎年度実施するものとし、その時期並びに対象とする施策及び事業は、年度ごとに区長が別に定める。

(内部評価委員会の設置)

第 4 条 内部評価を適正に実施するため、部等ごとに、内部評価委員会を置く。

2 内部評価委員会は、部長等及び課長（これらに相当する職にある者を含む。）その他部長等が指定する職員をもって構成し、部長等が主宰する。

(内部評価の実施及びその結果の公表)

第 5 条 内部評価委員会は、第 3 条の規定により内部評価の対象とされた施策及び事業（以下「評価対象施策・事業」という。）のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局に置かれる内部評価委員会にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合

政策部長と協議の上、内部評価を実施するものとする。

2 部長等は、前項の規定により実施した内部評価の結果を区長に提出するものとする。

3 区長は、内部評価の結果を決定したときは、これを速やかに公表するものとする。

(外部評価の実施及びその結果の公表)

第6条 外部評価の実施及びその結果の公表については、別に定めるところによる。

(総合的判断及びその結果の公表)

第7条 部長等は、内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、評価対象施策・事業のうち当該部等に係るもの（教育委員会事務局次長にあつては、中央図書館に係るものを含む。）について、総合政策部長と協議の上、その方向性を検討し、その結果を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により提出された同項の結果に基づき、評価対象施策・事業について、その方向性を総合的に判断し、その結果を速やかに公表するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。